令和５年度第２回大阪府文化財保護審議会　文化財指定にかかる答申と質疑

（１）新指定候補「河合寺木造役行者倚像」（有形文化財　美術工芸（彫刻））について

指定調書に沿って説明

「河合寺木造役行者倚像」の質疑応答

○横内委員　表記の仕方で、３ページ上から２行目、６行目の銘文を報告している部分の文末のスラッシュは一般的に付けるものなのか。

**○事務局**　これ以下に字はないということで付けている。

**○横内委員**　古文書の世界では聞いたことがない。

**○根立委員**　美術の世界でも同様である。

**○横内委員**　４ページの註の７、８にもある。修正いただきたい。

**○橘委員**　改行のマークとして使わないか。

**○横内委員**　後に文字があれば改行として示すが、この場合はない。

**○岩崎会長**　最後に付いているのが気になるということである。取る方向で良いと考える。

**○事務局**　確認して、改める。

**○岩﨑会長**　担当の根立委員から意見はあるか。

**○根立委員**　室町時代初期の役行者倚像の数少ない基準作例であるということが評価される。四天王寺周辺、大阪周辺で活躍した仏師集団の作だということが銘文から分かるというのが重要で、大阪府内にはもっと古い資料もあるが、中世後期の重要な資料として位置づけられるということで評価できる。

○岩﨑会長　それでは調書の指定理由により、有形文化財（彫刻）河合寺木造役行者倚像を大阪府指定有形文化財にすることに異議はないか。（異議なし）本審議会は、この案件を指定することが適切であると認める。

（２）追加指定及び名称変更候補「瓜生堂遺跡出土銅戈」（有形文化財（考古資料））について

指定調書に沿って説明

「瓜生堂遺跡出土銅戈」の質疑応答

○岩﨑会長　考古資料の菱田・犬木委員が本日ご欠席のため、何かコメントが届いているか。

○事務局　犬木委員よりコメントを頂戴しているため、読み上げる。本品は素材金属の配合具合に

起因する湯回りの悪さ、最終仕上げの粗雑さなどが目立ち、青銅器としての制作技術はそれほ

ど高くないが、逆にその粗雑さゆえに、整美に仕上げられた青銅器の優品には見られない、さ

まざまな製作工程や加工技術の痕跡が多々残されており、弥生時代青銅器の製作技術史の視点

からも非常に重要な資料と考えられる。大阪府指定文化財としてふさわしい。以上のコメント

を頂いている。

**○岩崎会長**　それでは調書の指定理由により、有形文化財（考古資料）瓜生堂遺跡出土銅戈を大阪府指定有形文化財にすることに異議はないか。（異議なし）本審議会は、この案件を指定することが適切であると認める。